



～飲食物を出店者する皆さまへ～



ギョギョっとお魚まつりフリーマーケットでは、保健所の指導により食品衛生の面から飲食物販売に条件を設けています。

販売できる飲食物は 下記のとおりです



食品営業許可施設  
で製造・調理  
←

- ★野菜 農産物の販売については特別な許可・届出なく販売できます
- ★市販品（例⇒レトルト食品、干物、くん製、缶詰、瓶詰め食品等）  
⇒食品衛生法に基づく食品営業許可施設で製造または調理された商品とします



安心・安全な飲食物を提供！！

- ～市販品であること～
  - ～包装されていること～
  - ～食品表示がされていること～
- 衛生管理！  
調理者の体調管理！

食品表示例

●一括表示欄	
名称	クラッカー
原材料	全粒小麦粉、ごま、全粒ライ麦粉、植物油脂、イースト、塩、大麦麦芽抽出物、乳化剤(原材料の一部に乳を含む)
内容量	225g
賞味期限	枠外上部記載
保存方法	直射日光高温多湿を避けて保存して下さい。
製造者	〇〇株式会社 東京都港区〇〇〇〇〇〇

【注意事項①】フリーマーケット会場内では調理することはできません



【注意事項②】食品営業許可や届出は、食品衛生法及び和歌山県条例等で定められていますので、必ず守ってください。販売できる商品であるかどうかは、最寄りの保健所までご相談ください。

□上記市販品を販売する場合は、当実行委員会へ出店協力金の納入が必要です  
※当日の売上金の1割額とします。後日に自己申請にて納入してください

□くわしくは、当実行委員会事務局まで